

静岡県公立大学法人役員退職手当規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 9 号

改正 平成 23 年 11 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員（教員を兼務する理事及び非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が静岡県職員を定年又は勸奨により退職した者であるとき、及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項の規定により解任されたとき（同項第 1 号に該当して解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本給に 100 分の 100 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条及び第 6 条の規定により引続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 年につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給に 100 分の 100 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間（以下「在職期間等」という。）に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間等が 6 月以上 1 年未満の場合には、これを 1 年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 5 条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員と静岡県職員との間における退職手当の特例)

第 6 条 役員のうち理事長の要請に応じ引き続いて静岡県職員（静岡県職員の退職手当に関する条例昭和 30 年静岡県条例第 2 号（以下「退職手当条例」という。）第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き静岡県職員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、静岡県職員として在職した期間の第 3 条の適用にかかる本給については、理事長が別に定める。

3 静岡県職員が、静岡県知事（以下「知事」という。）の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の静岡県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き静岡県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ引き続き静岡県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職等の日に静岡県職員に復職し静岡県職員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間を退職手当条例第7条に規定する在職期間とみなし、同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職等の日における本給については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため静岡県職員を退職した日における静岡県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

第7条 役員が、引き続いて職員（静岡県公立大学法人職員退職手当規程（平成19年規程第3号。以下「職員退職手当規程」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

3 前項の規定は、職員退職手当規程で規定する退職手当を支給された者には、適用しない。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は第3条第1項の規定にかかわらず役員退職時の本給に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規則第10条に規定する在職期間とみなし、同規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

（遺族の範囲および順位等）

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第16条及び第17条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限、返納等）

第10条 役員の退職手当の支給制限、返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第18条から第20条の規定を準用する。

（端数の処理）

第11条 この規則の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。